

回収代行サービス「スーパーレシーバー」利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
2.（振込入金専用口座） （1）本サービスのご利用に際しては、サービス新規申込と同時に「振込入金専用口座」の新規開設の申込を受け付けたものとします。また、サービス解約申込と同時に「振込入金専用口座」の解約の申込を受け付けたものとします。 （2）振込入金専用口座の名義は、当行所定の申込書により当行に届けられた貴社または被代行会社名義とします。但し、当該貴社または被代行会社名義の振込入金専用口座は、名義にかかわらず貴社に帰属するものとして取り扱いいます。 （3）（略） （4）「振込入金専用口座」の取扱は、当行が別途定める「振込入金専用口座預金規定」に従うものとします。	2.（振込入金専用口座） （1）本サービスのご利用に際しては、サービス新規申込と同時に<u>振込入金専用口座</u>の新規開設の申込を受け付けたものとします。また、サービス解約申込と同時に<u>振込入金専用口座</u>の解約の申込を受け付けたものとします。 （2）振込入金専用口座の名義は、「<u>サービス申込書</u>」により当行に届けられた貴社または被代行会社名義とします。但し、当該貴社または被代行会社名義の振込入金専用口座は、名義にかかわらず貴社に帰属するものとして取り扱いいます。 （3）（略） （4）<u>振込入金専用口座</u>の取扱は、当行が別途定める「振込入金専用口座預金規定」に従うものとします。
5.（変更・解約） （1）本サービスの利用内容・届出事項（被代行会社に関するものを含みます。）を変更する場合、その変更内容を当行所定の申込書により当行にお届け下さい。 （2）本サービスは、サービス利用者（以下、「利用者」といいます。）の都合または当行の都合により解約することができるものとします。また、利用者の都合により解約する場合は、当行所定の申込書により当行にお届け下さい。 （3）～（4）（略）	5.（変更・解約） （1）本サービスの利用内容・届出事項（被代行会社に関するものを含みます。）を変更する場合、その変更内容を「<u>サービス申込書</u>」により当行にお届け下さい。 （2）本サービスは、サービス利用者（以下、「利用者」といいます。）の都合または当行の都合により解約することができるものとします。また、利用者の都合により解約する場合は、「<u>サービス申込書</u>」により当行にお届け下さい。 （3）～（4）（略）
規定なし	<u>1 0.（規定の変更）</u> <u>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</u>